

はばたき部門

5月7日締切 1企画につき30万円以内

■企画の対象

身近な生活空間の保全・改善・創造につながり、活動成果が地域へ還元されることが期待できる企画に対する助成です。

■企画内容の例

- ・住みよい生活空間の保全・改善・創造につながるまちづくり活動や提案作成
- ・まちづくりに関する調査やワークショップの開催
- ・まちづくりに関する情報発信などを行うための活動 など

具体的な活動内容例

提案する

○行政のおこなう整備事業で歩行者空間や緑地のあり方などを住民の方の意見を聞きながらとりまとめ、提案する活動。

実践する

○公共の施設や公園で、安全な環境づくりのための美化活動や子どもたちへの環境教育活動を、参加者を募っておこなう活動。

しらべる

○まちあるきやまちの点検を、周辺住民を巻き込んでおこない、地域の新しい課題をしらべて、発表する活動。

■助成の流れ

この助成事業が考えるまちづくり活動とは、上記にあるような生活空間づくりにつながる活動です。審査等においては、次のポイントにより活動の方向性を確認し、この助成事業の対象となる活動かどうかを判断していくことになります。

<助成までの流れ>

申請時の窓口相談

<事業目的や要件に合っているかを確認します>

※応募団体多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

公開の場での

活動企画プレゼンテーション（発表）

<評価のポイント>

- ① 地域課題の解決
 - ② 多様な人との連携
 - ③ 区民らしさ
 - ④ 実現性
 - ⑤ 将来性
- +
- ⑥ 各審査員の視点（別紙）

■ 助成の内容

1. 助成額

1 企画あたり、30 万円以内

2. 助成対象となる費用の項目

- ・ 企画を行うのに必要な実費（印刷費、消耗品費、会場使用料、通信費および材料費等）
- ・ 講師や専門家への謝礼、委託費等
- ・ 以下費用は助成の対象とはなりません。
 - ▶ 団体の維持・運営に要する経費（事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、など）

3. 応募資格

- ・ メンバーが3人以上いること
- ・ メンバーの1/3以上が練馬区内在住、在学または在勤者であること
- ・ 提案する企画が練馬区内を対象としていること

4. 審査方法

- ・ 企画申請団体は、公開の場で審査委員に対して提案内容をプレゼンテーション（発表）していただき、審査委員はその場で質疑やコメントを行います。
- ・ その後、各審査員が採点し、団体に順位をつけます。一定の得点以上の団体が助成団体として選考されます。
- ・ 審査結果は、当日会場で発表します。
- ・ 助成対象となった企画には条件等を付す場合があります。選考の結果は、後日改めて書面で通知します。

<再チャレンジ申請>

はばたき部門の申請団体のうち、審査の結果助成対象とならなかった場合、審査員からのコメントを受け、企画提案内容の修正を行ったうえ再度審査をうけることができる場合があります。

※ 助成金残額等の関係から行わない場合もありますので、ご了承ください。

※ 審査方法は、書類審査を予定しています。

5. 活動対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

6. 活動報告

- ・ 中間報告会
平成30年11月に予定している中間報告会で、上半期の活動の進捗状況を発表していただきます。
- ・ 最終報告会
平成31年3月に予定している最終報告会で活動の成果を発表していただきます。また、助成期間終了時（平成31年3月末）に活動報告書と会計報告書を提出していただきます。

7. 注意点

- ・ 原則として応募する部門や活動テーマおよび事業内容などの変更はできません。
- ・ すでに他の助成を受けている、あるいは、これから他の助成を受けようとしている企画提案についても申請することは可能ですが、同一の活動内容に対する他の助成との重複は認められません。また、他の助成金制度の中には同一の企画提案に対する併用を認めない場合もありますので、あらかじめご確認の上で応募してください。
- ・ 一度提出された書類は返却いたしませんので、必ず写しをとり保管しておいてください。また、応募に要する経費は申請団体の負担となります。

8. 個人情報の保護

企画提案および事業実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を侵害することのないよう、関連法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。

本事業の公平性、透明性を高めるとともに、まちづくり活動を充実させるため、提案された事業の概要をみどりのまちづくりセンター（以下、センター）において公開する場合があります。センターが、本事業において個人情報を取得する利用目的は、次のとおりです。

- ▶ 企画提案の審査に関わる手続き
- ▶ 助成団体の支援に関わる手続き
- ▶ その他本事業に付随する業務
- ▶ 企画提案書は審査結果の合否に関わらず公表されます。

9. 助成金の財源

まちづくり活動助成事業は、公社自転車事業からの財源を活用してみなさまの活動を支援しています。

■ 申請方法

1. 申請書・企画提案書の入手

- ・ 助成申請書は、センターにて配布いたします。
- ・ 企画提案書は、センターのホームページから入手することもできます。

2. 事前相談

- ・ **必ず期間中に企画提案書をご記入された上での事前相談を1回以上受けてください。**
- ・ 上記以外にも応募の内容や企画提案書の書き方について、質問や相談を受け付けています。

期間中（**4月2日（月）～4月23日（月）**）に、必ず事前相談を受けてください。

※ 必ず事前に電話で予約のうえ、お越しく下さい。(Tel 3993-5451)

3. 申請受付

- ・ 所定の申請書に必要事項を記入し、必ずセンターまでご持参ください。
（郵送・FAX・メールによる応募は受け付けません。）
- ・ 提出時に企画内容の確認を行いますので、電話連絡のうえ、内容説明のできる方がお越しく下さい。（受付は予約の方を優先いたします。）

■評価のポイント

身近な生活空間の保全・改善・創造のための提案であること

- ①地域課題を解決したり、区内の地域資源（人・物・場所など）を活用したりするなど、地域の特性を踏まえ活かした提案であること【地域課題の解決】
- ②地域の多種多様な人たちが出会い、人と人との豊かな関係が構築される提案であること【多様な人との連携】
- ③区民らしい新しい発想のある提案であること【区民らしさ】
- ④実施体制、予算の積算根拠、事業規模などの観点で、実現性が高い提案であること【実現性】
- ⑤団体の活動の発展性が期待でき、かつ、活動成果が地域へ還元されることが期待できる提案であること【将来性】

事例・ヒント

- ・区内の大学や在住の専門家などとの連携
- ・練馬区固有の課題とは
- ・区立公園を利用した活動
- ・私的領域や境界領域を地域資源として捉え、その使い方やあり方等をテーマや対象とした活動

- ・商店街や町会の方と連携・協力する
- ・子どもたちに興味をもってもらう
- ・参加者を広く集める工夫をする

- ・行政ではできない提案など

- ・助成金だけでなく、自己資金も確保する
- ・無理のない計画

- ・上記の評価ポイントに加えて、各審査委員がそれぞれ重視する視点も取り入れます。
※ 各審査員による個々の視点については、別紙に掲載されています

■スケジュール

説明会	第1回 3月24日(土) 午後2時00分～午後4時00分 第2回 3月28日(水) 午後6時30分～午後8時30分 場所：(公財)練馬区環境まちづくり公社 会議室 (練馬センタービル 3階)
事前相談期間 (要予約)	4月2日(月)～4月23日(月) 午前9時～午後5時 ※必ず期間中に企画提案書をご記入された上での事前相談を受けてください。 できるだけ早く、必ず事前に電話で予約のうえ、お越しく下さい。 (Tel 3993-5451)
申請期間	4月2日(月)～5月7日(月) 午前9時～午後5時
公開審査会	6月上旬(予定) 場所：未定
中間報告会	11月上旬(予定) 場所：未定
最終報告会	3月下旬(予定) 場所：未定

<問合せ>

みどりのまちづくりセンター(旧練馬まちづくりセンター)

〒176-0012 練馬区豊玉北5-29-8 練馬センタービル3階 公益財団法人練馬区環境まちづくり公社内

☎ 03-3993-5451 / FAX 03-3993-8070 / ✉ machi@nerimachi.jp /

ホームページ：http://nerimachi.jp/